

森林を守る。森林を生かす。

私たちの暮らしを支える 森林と森林環境税

森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や水源の涵養、生物多様性の保全、山地災害の防止など多面的な機能を持っています。しかし、林業の採算性の低下や担い手不足などの理由により手入れされない森林が増加。豊かな森林が持つ機能を確保していくための課題となっています。そこで国は、平成31年に森林整備等の財源となる森林環境税の創設を決定し、令和6年度から課税が始まります。森林環境税は、1月1日現在で国内に住所を有する個人が納税義務者で、1人当たり年間千円が市県民税の均等割とあわせて徴収されます。市町村を通じて国に納められ、国はこれを森林環境譲与税として全国全ての市町村・都道府県に配分。本市ではこの森林環境譲与税を活用し、林道の整備や所有者の高齢化等により十分な手入れが難しくなっている森林の適切な管理、地域産木材の利用推進などのさらなる充実を図ります。

森林は、私たちの暮らしを支え、生命を守るかけがえのない財産です。未来に引き継いでいけるよう、今後も森林を守り育て、生かすための取り組みを推進していきます。



仙台市の

森林環境譲与税を活用した取り組みを紹介します

森林を **整** える

環境の整備

倒木の恐れがある木や、雑木を伐採



林道の点検・整備



傷んでいる箇所などを修繕して通行しやすく



資源の把握

森林の状況を、航空レーザー測量などで把握。民有林の整備を効率的に進めています

次世代の担い手を **育** てる

森林ボランティア活動の指導的な役割を担う「森林アドバイザー」を養成



木に **親** しむ

育樹祭や木工教室などのイベント、国産木材の積極的な使用などを通じて、木や林業に触れ合う機会をつくっています



森林環境税の課税がはじまります

この特集に関するお問い合わせは【森林環境税について】税制課 ☎214・8622、FAX268・4319、
【森林環境譲与税を活用した取り組みについて】農林土木課 ☎214・8264、FAX214・8272